

第3次障害者計画 評価シート

※平成29年6月実施（対象課：瑞浪市役所37課および瑞浪市社会福祉協議会）

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標 No.	基本施策 No.	取り組み	内容	担当課（当時）	担当課（現在）		
1	1	妊娠前の指導・啓発の実施	思春期の性教育や、風疹等の予防接種の受診を啓発するなど、将来の安全な妊娠出産に関する指導・啓発を実施します。	学校教育課	学校教育課	学校の保健体育の授業の中で、年間計画に基づいて計画的に性教育を進めている。	順調に進んでいる。 未熟児出生の増加や、ハイリスク妊娠を防ぐためには、乳幼児期、思春期、さらに妊娠前（成人以降）の保健指導が重要。 当課が関われる乳幼児期、産後（次の妊娠までの時期）であるため、 からだづくり、リスクのある者はひとつでもリスクを減らして妊娠に臨めるように保健指導を実施していく。
				健康増進課	健康づくり課	県が中心となって思春期保健に取り組んでいる。当課は、母子保健会議にて、市の妊娠・出産に関する健康課題（現状）を報告し、学校や教育委員会と共通理解を深めている。また、乳幼児期と第1子出産後の保健指導については、母子保健計画に沿って実施している。	
1	1	妊婦に対する保健指導の充実	正常な分娩出産ができるよう、医師会等と連携し、ハイリスク妊婦の把握と保健指導を充実します。	健康増進課	健康づくり課	県医師会との連携により、県統一の妊娠届出書を使用（虐待予防を観点に置いたアンケートが含まれており、市と医療機関が妊婦の状況を共通認識している）。また、母子健康手帳交付時に市独自でハイリスク妊娠のリスクを把握し、保健指導につなげている。	ハイリスク妊娠に対する医療機関との連携が出来ていないため、保健指導につながらない。 安全な妊娠・出産、未熟児出生を防ぐための医療機関との連携が必要。
1	1	妊婦健診の受診促進	妊婦健診の公費助成により、妊婦健診の受診を促進し、安全な妊娠出産ができるよう支援します。	健康増進課	健康づくり課	子育ての経済的な負担を軽減するために、14枚の受診券を交付し、公費助成している。	妊婦健診の結果が保健指導に活かせないシステムとなっているため、県医師会に繰り返し要望し、改善を図る必要がある。
1	1	各種検診の受診促進	がん検診など、各年代ごとの検診の受診を促進し、障がいの発生予防に取り組みます。	健康増進課	健康づくり課	30歳代健診・特定健診・がん検診の受診により生活習慣病の予防・重症化を予防することで、心疾患・脳血管疾患・慢性腎疾患等による障がい発生予防の取り組みをしている。	より多くの市民に疾病を予防し、障がいの発生を予防してもらうため、各種検診・健診の受診率を向上させる必要がある。
1	1	特定健診と特定保健指導の実施	特定健診の受診を促進するとともに、特定保健指導に円滑につなげていくことにより、生活習慣病の予防を推進します。	健康増進課	健康づくり課	区長会等への出前講座にて受診勧奨、保健センター新聞、相談等にて受診の必要性を伝え、受診を勧めてきた。	引き続き受診勧奨の周知をし、保険年金課との連携及び関係機関との調整等により、 受診率向上 のため取り組んでいく必要がある。
1	1	医師会との連携による障がい予防の啓発	正常な分娩出産ができるよう、医師会等と連携し、ハイリスク妊婦の把握と保健指導を充実します。	健康増進課	健康づくり課	母子健康手帳交付時に市独自でハイリスク妊娠のリスクを把握し、保健指導につなげている。	ハイリスク妊娠に対する医療機関との連携が出来ていないため、保健指導につながらない。 安全な妊娠・出産、未熟児出生を防ぐための医療機関との連携が必要。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
1	1	みずなみ健康21の推進	みずなみ健康21を推進し、地域や家庭における総合的な健康づくりに取り組みます。	健康増進課	健康づくり課	第1次は平成28年度は終了し平成29年からの5年間みずなみ健康21(第2次)に基づき、生活習慣病発症予防及び重症化予防のため各種健康づくり事業を実施している。 30歳代健診(早期生活習慣病予防健診)H25年 217人 H26年 232人 H27 272人 H28 306人 受診され、各年要指導者に保健指導を実施している。	今後、生活習慣病発症予防及び重症化発症予防に繋がるよう、生活習慣改善に繋がるよう個々への支援を重点的に進めていく。
1	2	乳幼児健診時の発達相談の実施	乳幼児健診や各種保健事業において発達の遅れが気になる子どもを把握し、療育相談に結びつけます。	健康増進課	健康づくり課	乳幼児健診、はみがき教室等で発達の遅れ等の支援が必要な子どもを把握し、発達支援センター ぼけつとの相談窓口 や、 課で実施している発達相談につなげている。	発達支援センター ぼけつと に相談窓口が設置されてから、療育相談につなげやすくなった。
1	2	発達相談窓口の設置	療育相談専門員を配置し、保護者がいつでも気軽に相談できる窓口を設置します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	平成25年度に子ども発達支援センターに専門員を1名配置し、療育相談・関連機関との連携強化に努めた。しかし、子ども発達支援センター内の専門員が平成26年度途中で退職、他の職員が兼務で対応している。	現在、子ども発達支援センターは発達支援を主に行っており、療育相談を積極的に行う体制となっていない。 療育相談体制の整備が喫緊の課題 である。
1	3	専門的医療機関の確保	県や近隣自治体と連携し、障がい者が身近な地域で必要な医療を受けられるよう、医療体制の確保に努めます。	健康増進課	健康づくり課	近隣市の医療体制について、情報収集に努めている。	今後も、 近隣市の医療体制について、情報収集に努める必要 がある。
1	3	福祉医療費助成の充実	障がい者が必要な医療を安心して受けることができるよう、福祉医療費助成制度を拡充します。	保険年金課	保険年金課	平成24年10月より、身体障害者手帳4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級の所持者を福祉医療費助成制度の対象者に加え、制度の充実を図った。	今後も安定的に継続させていく必要がある。
1	3	自立支援医療の周知	自立支援医療の制度利用の周知を図り、制度利用を促進します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	精神保健福祉手帳更新時に自立支援医療受給者証の有無を確認し、必要に応じて手続きを勧めている。	今後も 継続的に周知および利用促進 を図る。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
1	4	こころの健康相談の実施	保健所等と連携し、こころの健康相談など、精神疾患に関する相談を充実します。	健康増進課	健康づくり課	2カ月に1回、保健センターを会場に保健所主催の「こころの健康相談」を実施している。	緊急性のある相談の場合は、他市や保健所の開催日を紹介するなど、 保健所と連携をとり対応する必要がある。
				社会福祉課	社会福祉課(障がい)	相談や情報提供を受けた際、 対応や支援が途切れることのないよう、保健所等の関係機関との連絡を密にし、「つなげる」役割を果たすよう意識して取り組んでいる。	
1	4	精神保健、精神疾患に関する啓発	県や地域と連携し、講演会などを開催し、精神疾患に関する理解とこころの健康づくりを推進します。	健康増進課	健康づくり課	うつ病の理解を深めるため、「こころの健康講演会」を年1回開催している。	講演会の受講者が少ない ため、より多くの方が参加できるようにする必要がある。
				社会福祉課	社会福祉課(障がい)	社会福祉課としての開催実績はない。関連機関等主催の講演会などについては窓口チラシを設置し周知を図るとともに、講演会等に出席した。	
1	4	職場におけるこころの健康づくりの推進	保健所と連携し、各企業でのメンタルヘルスに関する啓発に取り組み、職場でのこころの健康づくりを推進します。	健康増進課	健康づくり課	職場でのうつ病等を理解してもらうため、「こころの健康講演会」の案内通知を市内の事業所に送付し、参加していただいている。	参加しやすい講演会となるよう、開催日時等を配慮し、 参加事業所を増やす必要がある。
				社会福祉課	社会福祉課(障がい)	社会福祉課独自での啓発事業は行っていない。	
1	4	長期入院患者の地域移行の推進	保健所や関係機関と連携し、精神疾患による長期入院患者が退院し、地域で自立して安心した生活を送れるよう支援します。	健康増進課	健康づくり課	実績なし	地域での保健・医療での支援が必要な場合は、 関係機関との連携により進める必要がある。
				社会福祉課	社会福祉課(障がい)	退院後の支援が必要な長期入院患者について、関係機関でケース会議をおこなっている。患者の意見を聞き、安心した生活を送るために必要な福祉サービスを整える退院支援をおこなっている。	
1	5	難病医療相談の周知	保健所と連携し、難病医療相談を周知します。	健康増進課	【連名追加】社会福祉課(障がい)	保健所作成の難病患者支援連携ブックを活用して来談者の対応をした。また、保健所主催の難病対策地域協議会に健康づくり課保健師とともに参加した。	保健所との連携を強化し、さらなる周知方法を検討する必要がある。
				健康増進課	健康づくり課	相談日の案内チラシを保健センターに設置し、周知している。	

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
1	5	難病患者の生活支援制度の周知	難病患者の生活状況に応じ、生活支援制度を周知します。	健康増進課	【連名追加】社会福祉課(障がい)	難病患者について、総合支援法の福祉サービスを紹介して、1名サービス利用につなげた。	難病患者の相談実績がほぼなく、 総合支援法の福祉サービスについて周知できていない。
				健康増進課	健康づくり課	相談があった際は、 関係機関を紹介する等し、つなげる役割 をしている。	難病患者の生活状況や身体状態には個人差があるため、状況・状態に応じた支援が必要となる。 関係機関との連携により、適切な部署(福祉・介護担当)等へつなげる必要がある。
2	1	保健、保育、教育、福祉の連携強化	療育関係者会議の開催等により、成長過程における一貫した療育支援連絡体制を構築します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)(子育て)	年6回療育関係者連絡会議を開催し、関係機関の連携強化と支援体制整備を行った。 その他、ネットワークの構築と支援の継続(就学前児から小学校へのつなぎ)についても事例を挙げながら話し合った。	保健、保育、教育、福祉、療育等の関係機関が連携を強化する為には、療育の相談窓口が全てをコーディネートしていくこと大切と考える。 療育コーディネーター及び窓口の役割 についてこの会議で再度検討していく。
				健康増進課	健康づくり課	療育関係者会議の開催等により、話し合いを重ね、発達に関する総合相談窓口を発達支援センターぽけっとに設置した。	相談窓口の設置により、精神発達に関する専門相談が気楽に受けられる体制となったが、総合相談窓口機能には至っていない。 一貫した継続的な発達支援のためには、データ管理や窓口にはコーディネーターを配置する必要がある。
				教育委員会	学校教育課	隔月に開催される療育関係者会議に参加し、他部署との連携を継続的に図っている。	継続的に会議に参加し、連携を図り続けている。
2	1	療育コーディネーターの配置	療育に関する連携の中心となる療育コーディネーターを配置し、連携の強化を図ります。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)(子育て)	社会福祉課子育て支援室子育て支援係の保育士が療育コーディネーターとなり療育の取りまとめを行ってきた。臨床心理士の巡回訪問の調整や幼稚園での事例研の計画など行った。	療育は広く深いので 専属の職員が必要 と考える。
				教育委員会	学校教育課	療育コーディネーター(社会福祉課子育て支援担当)に協力し、 連携の強化を図っている。	継続的に取り組むことが大事なので、継続していく。
				健康増進課	健康づくり課	療育に関する連携の中心となる療育コーディネーターを配置している。	配置はしているものの機能していない。 総合相談窓口 に 専属に配置 する必要がある。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
2	1	(仮称)子ども発達支援センターの施設整備	養護訓練センターの施設移転整備を実施し、児童発達支援センターを視野に機能充実を図ります。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	平成25年度に養護訓練センターから子ども発達支援センターへ名称変更・場所移転し、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・相談事業を行っている。	療育相談窓口としての機能、関係機関との連携機能、小学校高学年以降に対する支援の強化が必要である。
2	1	幼稚園・保育園等での療育の実施検討	幼稚園・保育園等へ指導員を派遣して療育指導、相談を行う保育所等訪問支援の実施を検討します。	社会福祉課	社会福祉課(子育て)	対象児童に、保育所等訪問支援を支給決定し、幼稚園で指導員から専門的な療育支援を受けることができています。	今後も関係機関と連携し、保育所等訪問支援が必要な障がい児について支給決定を行う。
2	1	就学児の療育実施	養護訓練センターの施設移転整備に合わせて、対象児童の就学後までの拡大を検討します。	社会福祉課	社会福祉課(子育て)	放課後等デイサービスの利用対象児童を、小学3年まで拡大し、幼稚園から就学時の支援が必要な時期に適切な療育をうけている。 (平成24年前までは未就学児のみの対応)	小学校3年で利用期間が終了してしまう。療育支援が引き続き必要な障がい児は、慣れた同じ施設で継続して放課後等デイサービスが受けられることが望ましい。
2	2	各園における特別支援コーディネーターの配置	各園に配置した特別支援コーディネーターを中心に個別事例の検討を行い、障がい児に対する個別支援計画を作成し、支援内容の充実を図ります。	社会福祉課	社会福祉課(子育て)	各園に特別支援コーディネーター(主任保育士)を配置。コーディネーターを中心に支援の必要な児の事例研(個別支援計画作成)を行ったり臨床心理士や圏域の専門相談員の訪問対応を行った。子どもたちの困り感をなくし自信が持てる支援の研修を行った。	保護者の気持ちに寄り添い、保護者を巻き込みながら就学に向かっての支援をさらに深めていく。保護者支援も含め支援方法をさらに充実していく。発達障がいの理解と支援についてさらにスキルを高める。
2	2	加配保育士の適正な配置と拡充	加配保育士を適正に配置し、障がい児への支援を行うとともに、障がい疑われる児童への加配拡大について検討します。	社会福祉課	社会福祉課(子育て)	健康づくり課の健診での様子や療育センターの情報に基づき入園申込受付時に保護者と面談の上、保育の受け入れを検討し加配を配置してきた。十分ではないが、子どもたちの困り感を少なくし自信を持って楽しく園生活が送れるようにしてきた。	ユニバーサル保育の実施や、どの子にどの程度加配が必要かを十分検討する必要あり。(入園申込み前に児に対して療育の専門職員と面接する等)手帳や診断名のない子がほとんどなので、加配をつける根拠が難しい。また、臨時保育士不足もあり募集しても集まらない状況がある。
2	2	保育士・幼稚園教諭の資質向上	発達障がいなど障がいに関する研修を実施し、障がい児支援に関する資質向上を図ります。	社会福祉課	社会福祉課(子育て)	教育保育研修会で支援児グループ研修会を実施。教育研究所の夏期講習に参加。発達障がいに関する研修会や講演会に参加。	若い保育士が多くなってきている。研修に参加するだけでなく、現場での体験が必要と思われる。園内での事例研や検討会、園内研を充実させることが職員の資質向上につながる。
				学校教育課	学校教育課	夏季に半日研修を開催し、幼稚園、小中学校から毎年50名以上の参加者があります。障がい児に関する資質向上を図っている。外部講師を招き、個別の支援計画作成に関する研修を行っている。	毎年講座を実施し、順調に研修を進め、資質が向上しつつある。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
2	3	入学・進学時の情報連携体制の整備	幼稚園・保育園からの入学時、小学校から中学校への進学時において、連携を図り、継続性のある一貫した支援体制を図ります。	社会福祉課	社会福祉課(子育て)	一年を通して同じ校区の小学校と幼稚園が行き来しあいながら 情報の交流 を行ってきた。 小学校職員による保育体験 小学校職員による園訪問(児の観察) 幼稚園職員が小学校の授業を参観 プール交流・生活科の交流(子ども)	『幼小の円滑な移行支援』計画に基づき各校区で交流を深めていく。 校区により差があるが、今後すべての学校と園が情報の交流や行き来し合うことで良い関係を築いていく。
				学校教育課	学校教育課	平成24年度以降療育関係者会議を中心に複数の部署をまたいだ支援体制を作った。25年度には啓発のリーフレットを作り、市内の幼少中の教職員全員に配布し、活用を促した。	
2	3	小中学校における特別支援教育コーディネーターによる相談体制の強化	各小中学校に配置された特別支援教育コーディネーターを核に学校内での教育相談と、療育機関との連携による支援体制の強化に取り組みます。	学校教育課	学校教育課	各小中学校において、 特別支援教育コーディネーターが中心となって、研修やケース会議を開くなど、支援体制が確立 している。	一層の強化をしていく。
2	3	教職員の特別支援教育に対するスキルアップ	発達障がいなど障がいに関する研修を実施し、障がい児支援に関する資質向上を図ります。	学校教育課	学校教育課	夏季に半日研修を開催し、幼稚園、小中学校から毎年50名以上の参加者がある。 障がい児支援に関する資質向上を図っている。	毎年講座を実施し、順調に研修を進め、資質が向上しつつある。
2	3	適正な就学指導の実施	就学指導委員会において一人ひとりのニーズに合った最もよい教育環境を提案し、スムーズな就学、進学ができるよう支援します。	学校教育課	学校教育課	各学校において教育支援委員会を開き、その後市としての委員会を毎年2回開催して、よりスムーズな就学や進学の支援をしている。	引き続き一人一人のニーズに合った 就学指導 を行う。
2	3	特別支援教育推進協議会による学校間連携の推進	小中学校の特別支援教育コーディネーターが集まり、各校の課題解決に向けた研修と市内特別支援学級の子どもたちの交流事業を実施します。	学校教育課	学校教育課	毎年3回の研修会を開き、特別支援教育の充実へ向けた情報交流や研修を行っている。 交流事業としてデイキャンプを開催し、 子どもたちの交流 を行っている。	引き続き 毎年研修や交流事業 を継続していく。
2	3	放課後等支援の充実	放課後等デイサービスによる就学児童の療育の場の確保に努めるとともに、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れを促進し、放課後や長期休業期間の支援を充実します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)(子育て)	放課後等デイサービス事業所の増加により療育の場が増加した。放課後児童クラブの障がい児受け入れを促進するため、実際児童を受け入れる団体には補助金を支給し、放課後、土曜日、長期休暇中の支援の充実に努めた。	放課後等デイサービスの療育の質の向上が課題 である。各放課後児童クラブで障がい児の受け入れを行うためには、 専門知識のある専任支援員を付ける必要があるため人材確保が課題 である。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
2	3	特別支援学校との連携による社会生活への移行支援	特別支援学校や関係機関との連携により、就職や障害福祉サービスの利用を支援し、卒業後の自立した社会生活への移行を支援します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	特別支援学校と連携し、保護者向けに学校卒業後の障害福祉サービス利用について講座を行った。	小中学部の保護者にも参加していただき、高等部卒業後の障害福祉サービス利用について理解していただいた。制度変更が多いため、毎年度継続して講座を行いたい。
3	1	障害者相談支援体制の充実	各相談支援事業所と連携し、日常生活や福祉サービス利用等の相談に応じ、身近な地域で必要な支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	各相談支援事業所と連携し、日常生活や福祉サービス利用等の相談に応じ、相談支援体制の充実を図った。	福祉サービスに該当しない場合、適切な相談先への連携が不十分である。
3	1	地域の中での相談体制の充実	民生児童委員や、身体・知的障がい者相談員による、地域の中での相談を実施するとともに、専門的な援助が必要な場合の連携体制を充実します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)(厚生援護)	毎月、身体障がい者相談員による相談日を設け、専門的な相談支援を実施している。	広報で相談日の周知を行っているが、利用者は少ない。知的障がい者相談員や民生委員との連携は未実施。
3	1	基幹相談支援センターの設置検討	地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	平成28年度福祉担当課長会議・障がい福祉係長会議を経て、基幹相談支援センターを東濃5市で共同設置する方向性について確認し、委託相談事業所に対して東濃圏域として設置することについて打診した。	平成32年度までに整備すべき地域生活支援拠点の前段階として、平成30年度から基幹相談支援センターを稼働させるという前提で協議中。仕様・金額・費用分担等、未合議項目が多く、5市の統一見解、各相談支援事業所の総意に基づき実施できるかが課題である。
3	1	地域自立支援協議会の充実	地域自立支援協議会を核に、相談支援事業所、民生児童委員、身体・知的障がい者相談員、各関係機関、各障害福祉サービス事業所等との連携による支援体制を整備します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	瑞浪市地域総合支援協議会設置要綱(平成26年4月1日施行)に基づき、平成26年度は全体会を2回、個別支援会を1回、平成27年度は全体会を1回開催した。平成28年度は開催していない。	協議会設置後、協議会のあり方や委員構成等について検討が重ねられてきたが、未だ方向性が定まっていない。協議会の役割を明確化し、いかに機能させるかを再検討する必要がある。
3	2	成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分な障がい者に対して成年後見制度の啓発を図るとともに、本人、親族による申立の困難なケースについて、積極的に市長による申立を行います。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	対象者に応じて、成年後見制度が必要な方に制度紹介を行っている。また、困難ケースについては、市長申立を実施した。	対象者に応じて、成年後見制度が必要な方に制度紹介を行っている。また、困難ケースについては、市長申立にて対応している。
3	2	日常生活自立支援事業の利用促進	金銭管理などに不安を持つ障がい者に対し、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用を促進します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	対象者に応じて、日常生活自立支援事業の利用を進めている。	日常生活自立支援事業の必要と思われる対象者に、サービスについて説明し利用につないだ。しかし、利用者によっては、金銭の制限が我慢できず止めてしまうことがある。
				社会福祉協議会	社会福祉協議会	平成25年度まで基幹的社協が実施していたが平成26年度より市社協方式になり、瑞浪社協が実施している。利用者は、平成26年4月に17名、平成29年4月には22名と増加している。	年々契約者が増加傾向にあり、金銭的な部分だけでなく、さまざまな問題を抱えている。それぞれの利用者に合わせた支援をしていく必要がある。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
3	2	権利擁護相談の実施	障がい者の権利擁護のための相談を実施し、権利擁護のための制度利用を支援します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	毎月、東濃成年後見センターによる相談日を設け、相談支援を実施している。	広報で相談日の周知をおこなうが、 利用は少ない 。
3	2	障がい者虐待対策の推進	障がい者虐待の防止について、県と連携し周知を図るとともに、関係機関の連携による虐待を受けた障がい者の保護体制を整備します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	虐待防止について、ポスター等で周知を行った。虐待のおそれがある案件について、東濃後見センター等の関係機関と連携し取り組むことができた。	虐待を受けた障がい者の保護体制の整備 が必要である。
3	3	特定相談支援事業による計画相談の実施	全障害福祉サービス利用者に対し、サービス等利用計画を作成し、モニタリングを実施することにより、よりニーズに合ったサービスが受けられる体制を整備します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	障害福祉サービス利用者に対し、サービス等利用計画を作成を進め、平成29年7月時点で計画相談支援を全員が受けている。モニタリングを実施することにより、よりニーズに合ったサービスが受けられる体制の整備ができた。	利用者の状況に配慮した適切なモニタリング期間の設定が課題 である。
3	3	居宅サービスの確保	障がい者の在宅生活を支援するため、居宅介護サービスを事業所と連携し確保します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	居宅介護サービス事業所と計画相談支援事業所と連携し、各利用者の必要とするサービスを確保することができた。	今後も居宅介護サービス事業所や計画相談事業と連携し、 利用者のニーズに合わせたサービス確保 を行う必要がある。
3	3	日中活動の場の確保	障がい者の日中活動、生活支援のサービスとして生活介護、自立訓練、就労支援事業や障がい者デイサービスセンターの運営により確保します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	就労支援事業所の増加により、日中活動の場が増加した。また、障がい者デイサービスセンターの運営により、総合支援法サービス以外の障がい者の日中活動、生活支援のサービスの場を提供することができた。	現在の利用者はデイサービスセンターの定員を下回っているため、 利用者増加に向けた取り組みが課題 である。
3	3	地域生活への移行促進	障がい者が地域で自立した生活を送るためのグループホーム・ケアホームの確保を事業所に働きかけ、地域での生活の場の確保に取り組めます。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	(H26からグループホーム・ケアホーム一元化)グループホームの事業所に対して、利用ニーズの現状・見込みを機会あるごとに伝え、必要な方が必要な時に利用できるよう努めている。	供給が需要に追いついていない ため、今後も事業所に働きかけ、地域での生活の場の確保に取り組む必要がある。
3	3	移動・外出の支援の利用促進	障がい者が社会参加活動や日常生活において円滑に外出ができるよう、移動支援事業、同行援護の利用を促進します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	移動支援事業については2事業所に委託し、障がい者の外出支援を行っている。	事業者を確保することにより、障がい者の安全な移動の支援が確保できている。
3	3	コミュニケーション支援の充実	聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図り、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記の派遣事業の利用を促進します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	岐阜県聴覚障害者協会と委託契約を結び、サービスの提供を行っている。	対象となる聴覚障がい者が少なく、利用者が固定されている。 手帳取得の際などに案内 を行っている。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
3	3	介護者や家族へのレスパイトケアの充実	介護者や障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、短期入所、日中一時支援事業の事業所確保と利用促進に努めます。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	短期入所については、利用希望者に必要なサービス支給決定を行い、利用しやすい体制を作っている。日中一時支援事業については10事業所と委託契約を行い、日中の障がい者預かりを実施している。	短期入所については、新規使用者がすぐに利用できる体制が整っていないことが課題である。日中一時支援は、利用できる事業所が増加し、利用者の選択肢が広がった。
3	3	医療型短期入所の確保	県や近隣自治体と連携し、医療行為が必要な重度心身障がい児・者が利用できる短期入所の確保に取り組みます。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	東濃厚生病院での短期入所事業が開始になった。	平成26年度に利用実績が1回あった。短期入所利用の手続き等がわかりにくいいため、継続利用につながらない。
4	1	障がい者雇用の啓発	ハローワークと連携し、企業の障がい者雇用促進について啓発を行います。	商工課	商工課	商工会議所へのチラシ、パンフレットの提供により事業所に対して啓発を行った。	啓発活動は効果が出るまでに時間を要するため、継続して取り組む。
				社会福祉課	社会福祉課(障がい)	ハローワークとの直接的な連携実績はない。啓発チラシ等が届いた場合に窓口設置を行っている。	
4	1	雇用助成制度の情報提供	ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携し、トライアル雇用や各種助成金などの制度を企業に情報提供し、障がい者雇用を促進します。	商工課	商工課	ハローワーク等と連携し、障がい者雇用に関する情報をホームページや広報をとおして市民や事業所に提供している。	障がい者雇用に関する情報が少ないため、より積極的に情報収集を行いホームページ等で発信する。
				社会福祉課	社会福祉課(障がい)	年数回開催される東濃圏域自立支援会議(全体会・各部会)に参加した。24年度に商工会議所に対し県教委サポーター登録制度(特別支援学校との連携による就業体験・就労推進)の紹介を計画したが中止となった(理由不明)。	
4	1	障がい者の就労定着支援	ジョブコーチの活用や、障がい者就業・生活支援センターの支援により、障がい者の就労定着を支援するとともに、事業主に対する障がいの理解を促進します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	直接的な就労定着支援の実績はない。市役所限定の取り組みではあるが、平成25年4月施行の障害者優先調達推進法に伴い、障害者就労支援施設への発注量の増加・安定化を目指して各課に対する周知を強化しているところである。	市役所内に関しては周知方法の工夫により発注量増加の余地は大いにあると考える。まず「知る」、そして「理解する」ことが「発注する」「雇用する」につながるため、継続的な啓発等により雇用機会の安定した提供を図る必要がある。
4	1	市職員における法定雇用率の順守と計画的採用の実施	市職員における法定雇用率を順守するとともに、計画的に障がい者の採用を行います。	秘書課	秘書課	平成24年度以降法定雇用率は上回っており、平成24年度に1名、平成25年度に1名、平成26年度に1名、平成28年度に2名の障がい者の採用を行った。	平成29年度も法定雇用率を上回っているが、平成30年4月1日より法定雇用率が現行の2.3%から2.5%に上がることが決まったため、更なる障がい者の採用に取り組んでいく。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
4	2	就労支援事業の通所促進	就労意欲があるが一般就労に結びつかない障がい者が、就労に向けた能力向上を図るため、就労支援事業所への通所を促進します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	個別のケースにおいて、相談支援事業所との連携により就労支援を行っている。	通勤距離・通勤手段・交通費が課題となるケースもあり、 移動手段確保にかかる支援 が必要である。利用者の障がい程度に見合うよう作業工程を工夫するといった 就労支援事業所側の個別対応の有無 により、利用実現の可否が左右される現状もある。
4	2	福祉的就労から一般就労への支援	ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターと就労支援事業所との連携を促進し、福祉的就労の場から一般就労に結びつけるよう支援します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	個別のケースにおいて、相談支援事業所との連携により就労支援を行っているが、福祉的就労から一般就労への移行の事例は少ない。	雇用する側および社会全体の理解がかかせないため、 障がい者雇用の啓発 、助成制度にかかる情報提供等とあわせた総合的な取り組みが必要である。「自宅でできる仕事」という方向性も視野に入れるべきだと考える。
4	3	生涯学習講座の充実	障がい者を含め、誰もが気軽に参加できる生涯学習講座の充実に努めます。	生涯学習課	社会教育課	市内公民館の講座・学級として、平成24年度415講座、平成25年度904講座、平成26年度846講座、平成27年度1,104講座、平成28年度1,109講座を開催した。	障がいの種類によって必要となる対応が大きく異なることから、講座の開催側で事前に体制を整えることは非常に困難 である。このため、対応を必要とする参加者に対しては、 個別に対応を行う という状態になっている。
4	3	点字資料、映像資料の充実	市民図書館において、点字資料、映像資料の充実に努めます。	生涯学習課	社会教育課	平成28年度末で点字資料は22点増の141点、視聴覚資料は638点減の2,014点を保有している。	インターネット等の普及により、利用者における映像資料の需要が低下してきている。収蔵空間に限りがあることから、 利用実績や要望をもとに、多くの利用が見込める資料を効率的に整備 していく必要がある。
4	3	スポーツ・レクリエーションの充実	障がい者を含め、誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。	スポーツ文化課	スポーツ文化課	生涯1スポーツの普及を目的に、ショートテニスやノルディックウォーキングの普及、弓道教室、バドミントン教室、スナッグゴルフ教室等を実施した。	実施した種目は、気軽にできるスポーツではあるが、障がい者が気軽にできるという視点においては、少しハードルが高いかもしれない。 障がいの度合いによるが、すべての方ができるスポーツ、レクリエーションの選定 に苦慮している。
4	3	障がい者団体によるスポーツ大会開催の支援	障がい者団体が行う、スポーツ大会の開催等を支援します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	毎年行われる、身体障害者体育大会に出場する選手名簿を取りまとめる。また、後援として、身体障害者体育大会の運営補助を東濃5市で当番制にしておこなう。	平成29年度に瑞浪市でおこなわれる第51回東濃ブロック身体障害者体育大会の後援で、大会の運営補助をおこなう。
5	1	ユニバーサルデザインによる公共施設整備	公共施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインによる施設整備を行うとともに、施設改修に際して、できる限りのバリアフリー化を図ります。	総務課	総務課	新たに建設する公共施設は、ユニバーサルデザインによる施設整備を行った。既存施設の改修時のバリアフリー化などについては、建築構造等の様々な制約がある中で、新築の際の水準を目指し、できる限りのバリアフリー化実施した。	公共施設整備にあたっては、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化 を重点的な課題として取り組むことができた。引き続き、取り組んでいく。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
5	1	安全な道路整備の実施	地域からの要望等を考慮し、交通危険箇所の道路側溝有蓋化・カラー舗装化などにより歩行者の安全確保を図ります。	土木課	土木課	平成24年8月に通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策を協議した。平成26年2月には瑞浪市通学路安全対策プログラムを策定し、地域要望箇所も含め順次有蓋化、カラー舗装を実施している。	対策必要箇所が広範囲で数が多い。また、場所によっては用地の協力が必要となるため、期間が長くなる。
5	1	住宅のバリアフリー化促進	いきいき住宅改修事業、日常生活用具給付事業の利用を促進し、障がい者が生活する居宅のバリアフリー化を促進します。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	窓口の相談で、住宅改修が必要な対象者に利用を進め、毎年、1～2件のサービス利用実績につなげてきた。	支援者からサービス提案しないと、サービス利用につながらないことが多い。 障がい者やその家族にサービス内容を周知する体制づくりが必要。
5	2	広報紙の充実	広報みずなみについて誰もが見やすい紙面作成に努めるとともに、障がいに関する情報提供に努めます。	企画政策課	企画政策課	平成28年度から全号フルカラー化し、見やすい紙面の作成に努めた。担当課からの依頼に応じて、障がいに関する記事を作成した。	フルカラーの特性を生かして、今後も誰もが見やすい紙面作成に努めるとともに、担当課の依頼に応じて、 障がいに関する記事を作成 する。
5	2	「声の広報」の利用促進	社会福祉協議会、ボランティア団体と連携し、視覚障がい者に対する声の広報の利用促進を図ります。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	声の広報について、窓口で視覚障がい者に周知するが、利用に至らない。	新規手帳取得の視覚障がい者に対して、声の広報を利用を伝えるが、 利用につながらない。
				企画政策課	企画政策課	音訳ボランティア「ともしび会」協力の下、広報みずなみ音声版を毎月作成し、希望者に音声データを配布するとともに、市ホームページに掲載した。	今後も音訳ボランティア「ともしび会」と 連携 しながら、声の広報作成に努める。
5	2	ホームページの充実	ホームページの情報を充実し、誰もが欲しい情報を得やすいよう情報提供に努めます。	企画政策課	企画政策課	平成27年度にホームページを更新し、アクセシビリティに配慮したレイアウトに変更した。 また、ルビ機能や音声読み上げ機能も追加し、障がいのある方でも情報が得られるようにした。	アクセシビリティ に関しては、 現在担当課でチェック を行っているが、記事を作成する人がルールを理解して作成する必要がある。そのため、ホームページ作成マニュアルを作成したり、研修を行っているが、 周知徹底が難しい。
				社会福祉課	社会福祉課(障がい)	障害サービスの一覧ページを作成し、各サービスの説明を明示し、情報提供に努めた。	ページを作成後、 サービス内容の変更等がホームページに反映されていない。 また、該当ページを項目から探しづらい。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標 No.	基本施策 No.	取り組み	内容	担当課 (当時)	担当課 (現在)		
5	3	地域の見守り活動の強化	民生児童委員等との連携により、身近な地域の中での見守り活動を強化します。	社会福祉課	社会福祉課 (厚生援護)	誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、常に住民の立場に立って相談に応じたり、見守り活動等の必要な支援を行うよう、市民児協や各地区の単位民児協で研修会、勉強会等を開催したり、県民児協主催の研修会に参加するなどして能力を高め、活動を強化した。	民生委員は3年毎に一斉改選をすることとなっている。平成28年12月1日に改選があり、約半数が新任となったので、 民生委員としての能力向上を図る研修会等が定期的に必要 となる。
				社会福祉協議会	社会福祉協議会	各地区の福祉委員が、市内のひとり暮らし高齢者のうち、社協に登録している方に対し、毎月機関紙を発行し、配布と同時に安否確認を行っている。毎年平均600名。障がい者に対する見守り活動は実施していない。	障がい者の把握が難しい。
5	3	消費生活相談・法律相談の実施	悪徳商法などの犯罪被害などに関する相談を実施し、被害の拡大防止に努めます。	市民協働課	生活安全課	弁護士による無料法律相談を週2回8コマ実施している。平成24年10月より、毎週火曜日に消費生活専門相談員による相談窓口を開設した。また、年末年始を除く毎日、消費者ホットラインによる電話相談受付体制を整え、市職員も研修を受講するなど専門性を高め、随時相談に対応している。	法律相談は年間90件、消費生活相談も年間100件を超え、相談窓口の認知度も高まっている。 悪徳商法の被害から障がい者を守り、消費者トラブルの未然防止につなげるよう、関係部署・機関との連携や市民向け消費者教育の充実や強化が必要 である。
5	3	災害時要援護者台帳の登録推進と活用方法の検討	民生児童委員等との連携により災害時要援護者台帳の登録を推進するとともに、台帳を活用した災害時の支援方法を引き続き検討します。	企画政策課	生活安全課	避難行動要支援者名簿の作成・活用の実効性を確保するため、平成26年度より、要配慮者等の支援事務を行い、民生児童委員と密接な関わりがある社会福祉課で対応することとした。	国や県などの対策について、 社会福祉課と情報共有を積極的に図る ことで、名簿を活用した災害時の支援方法について、引き続き検討する必要がある。
				社会福祉課	社会福祉課 (厚生援護)	毎年、年度当初に各地区区長会や市民児協役員会で新たな避難行動要支援者登録の依頼をしました。また、災害時に民生児童委員及び区長等の自治会に支援していただくよう協力依頼をした。	民生児童委員に渡す避難行動要支援者名簿は、全ての対象者が掲載されているが、区長に渡す名簿は、区長等に提供されることの承諾を得たものであるため、平常時の取り扱いについては守秘義務の関係上制限がある。
5	3	障がい者当事者の防災意識の向上	地域と連携し、障がい者の防災訓練への参加を促進するなど、障がい者の防災意識の向上を図ります。	企画政策課	生活安全課	広報や防災ガイドブック等を通じて、防災・減災について周知するとともに、各区等を通じて地域の防災訓練への参加を呼びかけるなど、防災意識の向上に努めている。	引き続き、広報や各区等で実施している小規模防災訓練などを通じて、 防災意識の向上 を図る必要がある。
				社会福祉課	社会福祉課 (障がい) (厚生援護)	毎年、年度当初に各地区区長会において、避難行動要支援者登録の説明の際に、障がい者等の災害弱者に対する取組みについても依頼し、防災意識の向上を図った。	年度当初の依頼のみであるので、 民生児童委員等の会合の場とか、地域を見守る多くの団体に対しても、呼びかけが必要 である。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
5	3	防災訓練の充実	地域と連携し、要援護者への支援訓練を訓練メニューに組み込むなど、防災訓練の充実を図ります。	企画政策課	生活安全課	社会福祉協議会や瑞浪災害救援ボランティアと協力して、避難行動要支援者の避難支援訓練を実施している。	関係機関等と連携し、地域に避難行動要支援者の避難支援訓練の必要性について周知するなど、 地域における訓練の拡大を図る必要がある。
				社会福祉課	社会福祉課(厚生援護)	各地区で開催される防災訓練等に、避難行動要支援者名簿に登録されている方も参加していただくよう、各地区区長会等で依頼した。また、登録していない要支援者も登録を促していただき、防災訓練に参加していただくよう依頼した。	
5	3	福祉避難所の確保	福祉施設などの協定締結による障がい者・高齢者の避難場所の確保に取り組みます。	企画政策課	生活安全課	平成25年3月に 福祉施設(市内5団体:6施設)と「災害時における避難所としての施設利用に関する協定」、平成26年2月に社会福祉協議会と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結 している。	福祉施設と協定を締結するなどにより、引き続き、 障がい者や高齢者の避難場所等の確保 に努める必要がある。
5	3	災害時の支援体制の整備	特別な支援が必要な障がい者・高齢者に対する医療、保健、福祉関係機関等の連携による、災害時の支援体制の整備に取り組みます。	企画政策課	生活安全課	平成25年12月に 東濃厚生病院と「災害時の医療救護に関する協定」、平成26年2月に瑞浪市薬剤師会と「災害時における薬剤の指導、医療品管理等に関する協定」を締結 するなど、医療や保健等における連携、支援体制を整備している。また、 要配慮者施設等に防災ラジオを設置 するなど、情報伝達体制の整備も図っている。	日頃から関係機関等と連携を図り、災害時に円滑な情報伝達等ができるよう「顔の見える関係」を構築していく必要がある。
				健康増進課	健康づくり課	年1回保健所主催で災害保健活動担当者会議にて要支援者含めた保健活動内容の確認や課題、体制や準備について検討している。 年1回 災害医療コーディネーターチーム研修会議にて医療関係者との連携等について検討している。	災害時の体制について医療、保健、福祉関係者が情報共有の機会を設け、課題を整理していく必要がある。
				社会福祉課	社会福祉課(厚生援護)	平成28年度岐阜県東濃保健所難病対策・慢性疾病児童地域協議会(平成29年2月16日開催)において、市と保健所で避難行動要支援者の情報を共有することが必要である旨の意見が出された。	難病患者等 は、瑞浪市避難行動要支援者登録制度実施要綱の登録対象者となっていないので、登録希望者とするなど、 関係機関と意見交換を重ねながら内容の充実 を図る。
6	1	福祉に関する各種行事での	福祉まつりなどの行事において、障がいの理解促進を図ります。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	社会福祉課独自の啓発事業は行っていない。	平成28年4月に施行された障害者差別解消法の観点から、社会福祉課として 啓発活動 を実施していく必要がある。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
		啓発	理解促進を図ります。	社会福祉協議会	社会福祉協議会	福祉まつり・福祉映画会・福祉講演会・福祉出前講座で障がいへの理解促進を図っている。	若い世代の参加が少ない。
6	1	広報紙などを活用した啓発活動の推進	広報みずなみ、市のホームページなどを活用し、障がいに関する啓発を推進するとともに、社会福祉協議会と連携し、社協だよりの啓発を行うなど、広く市民の障がいに関する理解の促進に取り組みます。	企画政策課	企画政策課	担当課からの依頼に応じて、障がいに関する記事を広報みずなみや市ホームページに掲載した。(平成27年度より、ホームページ作成は担当課が所管)社協だよりを年4回広報みずなみと一緒に全戸配布した。	市ホームページ掲載に関して、ホームページ作成マニュアルを作成したり、研修を行っているが、 周知徹底が難しい。
				社会福祉課	社会福祉課(障がい)	主に市のホームページにて障がいに関する啓発を推進した。社会福祉協議会の社協だよりを広報みずなみと一緒に各世帯に配布した。	広報みずなみへの啓発記事の掲載、わかりやすいホームページ記事の作成等、今後も 啓発活動 を実施していく必要がある。
				社会福祉協議会	社会福祉協議会	社協だより・ホームページで障がいに関する啓発をしている。	社協だよりは、自治会を通して全戸配布しているが 自治会に加入していない世帯への啓発が手薄 である。
6	1	人権活動推進指針に基づく取り組みの推進	人権活動推進指針に基づき障がいのあるなしにかかわらず誰もがお互いを尊重し合える社会を目指した啓発活動を推進します。	市民協働課	生活安全課	「瑞浪市人権施策推進指針」に基づき「前期行動計画(H23～H27)」を策定し、市の基本理念や方向性を具現化する施策に取り組んだ。平成27年度に前期計画を見直し、「後期行動計画(H28～H32)」を策定し、 全庁的に人権教育・啓発に取り組んでいる。	推進会議や作業部会を開催し全庁的な取り組みを推進しているが、平成26年度「人権に関する市民意識調査」で、市が行う人権に関する取り組みで「知っているものはない」との回答が23.6%あり、人権施策のPRと推進事業への参加者を増やし、 より多くの人へ啓発 を行っていく必要がある。
				社会福祉課	社会福祉課(障がい)	社会福祉課独自の啓発事業は行っていない。	平成24年10月に施行された障害者虐待防止法の観点から、社会福祉課として 啓発活動 を実施する必要がある。
6	2	総合的な学習の時間の活用による障がい理解の促進	福祉協力校の指定による、点訳、手話、インスタントシニア体験などの福祉学習出前講座を実施することにより福祉教育の充実を図ります。	学校教育課	学校教育課	各小中学校において、総合的な学習の時間などを活用し、福祉学習を行っている。	今後も引き続き 福祉学習の充実 を図っていく。
				社会福祉協議会	社会福祉協議会	福祉協力校に出前講座を実施し、福祉教育の充実を図っている。また夏休み親子福祉講座を開催し親子で学んでもらっている。	学習のねらいに合わせた 出前講座 を行い、 福祉教育の充実 を図っている。 毎年、同じ学校からの依頼 になってしまっている。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
6	2	交流及び共同学習の推進	特別支援学校の子どもと普通学校の子どもの居住地校交流を進めるとともに、特別支援学級の子どもと通常学級の子どもの交流授業を推進し、互いの理解を促進します。	学校教育課	学校教育課	各学校で特別支援学校と連絡し合い居住地交流を実施している。また校内でも通常学級との交流を日常的に行っている。秋に行うデイキャンプには、特別支援学校の児童生徒も参加し交流する。	引き続き実施する。
6	3	第2期地域福祉計画に基づく地域福祉活動の推進	第2期地域福祉計画に基づき、身近な地域で住民相互の助け合い、支え合いの活動を社会福祉協議会、民生児童委員、自治会、地区まちづくり組織、ボランティア団体等と連携し推進します。	社会福祉課	社会福祉課(厚生援護)	地区により異なるが、民生児童委員と福祉委員と自治会等と連携し住民相互の助け合い、支え合いの活動のための会合を開催した。	連携ができていない地区があるので、引き続き連携することの大切さを推進する必要がある。
6	4	ボランティアセンターの機能充実	ボランティアコーディネーターを設置し、ボランティアへのニーズ把握と、活動への参加を促進する中で、一市民一ボランティアができる福祉社会の実現を目指します。	社会福祉課	社会福祉課(厚生援護)	社会福祉協議会がボランティアコーディネーターを設置しているので、活動に興味がある方等に社会福祉協議会を紹介した。	ボランティア活動をさらに促進する必要がある。
				社会福祉協議会	社会福祉協議会	ボランティアセンターでボランティアへのニーズ把握と活動への参加を促進している。平成25年度にはボランティア800名に対しアンケート調査を実施しニーズの把握に努めた。	調査結果ではボランティア活動をしている方の85%が60歳以上であり、60歳未満は時間的な制約があり活動が難しい。
6	4	ボランティア活動の啓発による参加促進	ボランティア団体等による活動を広く紹介することにより、市民のボランティア活動に対する参加を促進します。	社会福祉課	社会福祉課(厚生援護)	社会福祉協議会等から提供された冊子等を設置した。	社会福祉協議会と連携し、「社協だより」だけのボランティア記事ではなく、広報みずなみ等に掲載するなどの啓発が必要である。
				社会福祉協議会	社会福祉協議会	ボランティアの活動紹介を社協だより・福祉まつりで実施している。また、活動紹介パネルを作成し市役所・図書館・各コミュニティーセンター等で展示し啓発している。	活動紹介パネル展示を見てボランティア登録をしてくれた団体もある。展示時にアンケートボックスを設置し、ボランティア活動啓発によって参加促進されるか調査をしているが回答者が少ない状況。
6	4	ボランティアの養成	社会福祉協議会や、各種ボランティア団体と連携し、ボランティア養成講座を開催するなど、ボランティアを担う人材の養成、確保に取り組みます。	社会福祉課	社会福祉課(厚生援護)	社会福祉協議会が中心となり、ボランティア養成講座を開催。市民児協役員会等で周知を図った。	継続的にボランティアセンターの周知を図るとともに、社会福祉協議会と協力してボランティア活動を支援していく必要がある。
				社会福祉協議会	社会福祉協議会	各種ボランティア入門講座・スキルアップ講座を実施し人材養成、確保に努めている。	各種ボランティア講座を実施しているがいつも同じ参加者で新規の方が少ない。

第3次障害者計画（平成24年3月）に記載した取り組み内容						平成24年度以降の取り組み実績	現時点での評価・課題
基本目標No.	基本施策No.	取り組み	内容	担当課(当時)	担当課(現在)		
6	4	ボランティア連絡協議会への支援	ボランティア連絡協議会の組織を強化するための支援を行い、各ボランティア団体の活動の活発化を図ります。	社会福祉課	社会福祉課(厚生援護)	社会福祉協議会で年3回以上ボランティア連絡協議会を開催しており、社会福祉課からも参加した。	引き続き社会福祉協議会と連携し、ボランティア連絡協議会の組織強化に向けた支援をしていくことが必要。
				社会福祉協議会	社会福祉協議会	ボランティア連絡協議会加入団体に対して、保険加入・助成金交付し活動支援している。	
6	5	専門人材の育成、確保	社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成講座を開催するなど、福祉に関する人材の育成確保に努めます。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)(厚生援護)	毎年、社会福祉協議会と連携し、手話奉仕員養成講座で講師を担当し、人材の育成確保に努めている。	手話奉仕員養成講座で講師を担当し、 人材の育成確保 につなげている。
				社会福祉協議会	社会福祉協議会	手話奉仕員養成講座を開催し人材育成に努めている。	
6	5	第三者評価事業の実施促進	県との連携により、各障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用を促進し、事業所のサービスの質の向上を図ります。	社会福祉課	社会福祉課(障がい)	第三者評価について社会福祉課が直接的に関わった実績はない。	可能であれば第三者評価や県指導監査へ市も同行し、評価結果・指摘事項を共有することが望ましいと考える。
6	5	公共サービス従事者の障がいに関する理解促進	障がい者が安心して公共サービスを受けられるよう、公共サービス従事者の障がいに関する理解を促進します。	秘書課	秘書課	常時車椅子を必要とする職員等を採用したことにより、障がい者の目線で公共サービスを考えることができるようになった。	一見して障がい者と分からない方などの、多様な障がい者を有した方への配慮等、なかなか簡単ではない部分については、社会福祉課と連携し、各職員が理解を深められるよう取組 を行っていく。
				社会福祉課	社会福祉課(障がい)	平成27年度までは具体策を提示できなかったが、障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)に基づき、市職員向けの「障がいのある方への配慮マニュアル」を平成29年2月に策定し、ホームページ掲載・サイボウズ掲示を行った。	